<ご利用規約> 令和4年2月1日改訂

- 1. 株式会社ルバート(以下「甲」とします)と、申込者(以下「乙」とします)は、本申込書及び本規約記載の条件を誠実に守ることを約束します。
- 2. 乙が本申込書を提出した後、申込みをキャンセルする場合、乙は甲に対して上記代金及び1会場あたり3万円(税別)を違約金としてお支払いいただき、または、既に甲に対して上記代金をお支払いの場合、その返金はせず、甲に対して違約金3万円(税別)をお支払い頂きますのでご了承ください。
- 3. 集客の人数、売上、及びその他営業的利益等の保証はいたしませんのでご了承下さい。
- 4. 甲の過失によってイベントや講座の全てが履行不能となった場合、甲が乙に価格の 100%を返金することで 賠償の全てとします。
- 5. サービス代金の支払を 1 ヶ月以上して頂けない場合や、乙が本規約および別途開催前に甲が乙に提示する出展者マニュアル記載のルール (以下「出展ルール」という) に反し又は反するおそれがあると甲が判断した場合、乙の行為が不適切であると甲が判断した場合は、甲は事前の告知や損害賠償なくこの契約を終了することができ、甲は乙に損害賠償の請求をすることができます。
- 6. 本契約に基づく講座・セミナーなどは次に該当する行為を目的として使用できません。①マルチ、ネットワークビジネス、ネズミ講、その他それらに類する行為②宗教③政治活動④社会常識に著しく反する行為⑤その他甲が不適切と判断する行為
- 7. 甲は、自己の合理的な支配が及ばない事由(以下「不可抗力」という)が発生した場合、乙の承諾なく講座・イベントの変更や中止、契約の解除ができるものとし、その場合甲は乙に対して事前に Email を含む書面にて通知のうえ、支払い済み代金の 50%を返金することで賠償の全てとします。なお、不可抗力には、天災、政府又は政府機関の行為、法律、規制又は命令の遵守、感染症の拡大、火災、暴風雨、洪水もしくは地震、戦争(宣戦布告の有無を問わない)、反乱、革命もしくは暴動、またはストライキもしくはロックアウトを含みますが、これらに限定されません。なお、不可抗力によってイベントが延期となった場合、甲は、乙から受領済みの代金を、年度末までの別のイベントの代金に充当できるものとします。
- 8. 講座・イベント内で参加者の許可を得て個人情報を取得した場合は、乙の責任において個人情報保護に関連する法令に基づき、慎重に取り扱ってください。
- 9. 甲乙は、お互いの技術上、営業上及び業務上の情報について第三者に開示、漏洩しません。
- 10. 氏名・連絡先などに変更があった場合は直ちにママハピ事務局((株)ルバート)までご連絡ください。
- 11. 甲乙又は双方の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する方が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に該当した場合や、その関係者が前記反社会勢力等を利用したと認める場合は、双方において何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。
- 12. 甲の過失なく、乙と参加者間や第三者間において問題が生じた場合、甲は一切関与せず責任も負いかねますので、乙の責任においてその全てを解決してください。
- 13. 乙は、甲を通じて知り得た甲登録講師との間で、甲の許可なく直接の取引を行うことはできません。なお、乙が甲の許可なく直接取引を行った場合、乙・甲登録講師間の取引額は甲の損害とみなし、乙は甲に対して当該損害を賠償する義務を負います。
- 14. 乙の規約や出展ルールに違反する出展や事項が発覚した場合、甲は通常の出展定価料金と 5 万円 (税抜)以上の違約金を請求できるものとし、この契約や規約に定めない事項について、問題や変更を要する事態が発生した時には甲、乙協議し、善処するものとします。
- 15. この契約や規約は日本国の法令に準拠し解釈されます。
- 16. 甲、乙間に紛争が生じた場合は、訴額に応じて、千葉地方裁判所または千葉簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。